

## 役員の定数について

定款附属書役員選任規程により、理事は23名(うち女性理事2名、青年理事2名、学識経験理事2名)、監事は6名(うち学識経験監事(員外監事)1名)となっています。

## 理事の構成要件について

農協法第30条第12項では、原則として理事の定数の過半数を「認定農業者」および「農畜産物の販売その他の当該農業協同組合が行なう事業、又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者」とし、さらにその理事の年齢および性別に著しい偏りがでないように配慮することが規定されています。なお、要件は、理事の選任時のみに求められるものではなく、就任期間を通じて要件を充足していることが必要となります。

## 役員選任のスケジュール

実施時期	会議名	会議内容
令和6年1月	総代協議会・支部(営農組合)長会 代表者会議	役員選任の趣旨ならびに方法の説明 役員推薦委員の選出を依頼
〃	各地区総代・支部(営農組合)長 合同会議	役員推薦委員の選出を依頼
2月	各地区総代・支部(営農組合)長 合同会議	役員推薦委員の決定
〃	理事会	役員推薦委員の報告
4月	各地区役員推薦委員会	各地区において理事・監事候補者を推薦
〃	女性理事推薦委員会	女性部において理事候補者を推薦
〃	青年理事推薦委員会	青年部において理事候補者を推薦
〃	区域監事推薦委員会	各区域において監事候補者を推薦
〃	監事会	学識経験監事(員外監事)候補者の推薦
〃	理事会	役員候補者の報告、 学識経験理事候補者の推薦
5月	役員推薦会議	役員候補者を決定する
6月	通常総代会	役員選任議案を附議・決定する